

令和3年度 第1回大田区子ども・子育て会議について

1 開催日 令和3年8月17日

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため書面により開催し、議事について9月17日までに各委員から意見を聴取した。

2 議事

(1) 待機児童の状況と保育の質の向上について

【概要】

- ・令和3年4月1日現在で待機児童ゼロを達成した。保育園を巡っては、医療的ケア児やアレルギー児への対応など様々なニーズがあり、安全安心な保育環境の維持と向上が求められている。今後は各施設の連携を進めるなど、保育の質の維持・向上を図る。

【主な意見と区の考え方】

- ・今後は施設整備によらない保育サービスとのマッチングを中心に行っていくということだが、保育園等の新規開設は行わないのか。

→待機児童は解消したが、開設間もない保育所では欠員も発生している。当面は認可保育所の新規開設を見合わせ、欠員の活用を待機児童対策の中心にしていく。

- ・今後は保育の質を高める取組みを強化するため、区としても指導検査、巡回指導をしっかり行ってほしい。

→区では、私立認可保育所、小規模保育所等の実地指導に加え、令和3年度から認証保育所や認可外保育施設の実地指導を開始した。また、新規開設園については、開園後に法令等に基づいた指導検査を行い、保育内容等について助言・指導している。

(2) 大田区子ども・子育て支援計画における令和2年度実績報告について

【概要】

- ・進行管理対象の個別施策70事業について、「事業計画を上回る実績があった」A判定が1事業、「概ね事業計画どおりの実績であった」B判定が54事業、「実績が事業計画を下回った」C判定が15事業であった。
- ・なお、C判定の事業のうち、14事業は新型コロナウイルス感染防止による中止又は件数減によるものであった。

【主な意見と区の考え方】

- ・C判定となっている事業所内保育所の開設について、「開設までに至るような具体的提案がなかった。」とあるが、その要因は何か。

→事業者内保育は、定員の一部を地域枠として従業員以外に開放しているが、主に設置企業で働く従業員の子どものみを預かるための施設であり、開設には企業側の意向が反映される。今後も、開設への相談があった場合は、丁寧に対応し支援していく。

- ・コロナ禍で「C」判定の事業が多くなっているのは仕方がない。今後も子どもが家にいる機会が増え、虐待が増加するリスクがあると思う。オンラインを使った相談機会や支援を充実してほしい。

→現在、訪問・来所での面接を実施しているほか、電話による相談にも対応している。また、東京都のLINE相談等と連携し、虐待の未然防止、早期発見に取り組むとともに、相談先をホームページや広報媒体を通して繰り返し広報するなど、引き続き相談機会の充実に努めていく。

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業について

【概要】

- ・国は、幼児教育・保育の無償化の対象外となっていた「幼児教育類似施設」等について、令和3年度から利用料（保育料）を補助することとした。
- ・子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料を支援することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としている。

【主な意見と区の考え方】

- ・幼児教育類似施設とは具体的にどのようなところか。また就学前の教育・保育が多様であるのに対し、小学校からは一様でありいわゆる「小1プロブレム」と言われる状態を招かないか懸念が残る。保育所保育指針や幼稚園教育要領に則った施設か精査が必要なのではないかと思う。

→幼児教育類似施設とは、各種学校、インターナショナルスクール、幼稚園類似施設、森のようちえん等を想定しており、対象施設として決定した場合は、施設名を公表する予定である。活動内容は、国が対象施設の基準を「幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な教育・保育の計画を策定し実施していること。」などとしており、この基準に沿って判断していく。

3 その他

今回の第2回会議は、11月4日にオンライン参加を取り入れて実施する予定である。
なお、議題は子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく、幼稚園、保育園の利用定員に関する意見聴取等を予定している。

令和3年度 第1回 大田区子ども・子育て会議 次第(書面会議)

議事

- 1 待機児童の状況と保育の質の向上について
- 2 大田区子ども・子育て支援計画における令和2年度実績報告について
- 3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業について

【資料】

- 資料1 大田区子ども・子育て会議委員名簿
- 資料2 大田区子ども・子育て会議条例
- 資料3 大田区子ども・子育て会議条例施行規則
- 資料4 待機児童の状況と保育の質の向上について
- 資料5 大田区子ども・子育て支援計画における令和2年度実績報告
- 資料6 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業について

大田区子ども・子育て会議委員名簿
(敬称略)

番号	区 分	団 体 名 等		委員氏名
1	学識経験者 (1名)	大学教授等	関東学院大学	シブヤ マサシ
				澁谷 昌史
2	区民 (1名)	公募委員		シバタ マユミ
				柴田 まゆみ
3	子どもの保護者 (1名)	公募委員		フクイ サトシ
				福井 聡
4	子育て支援に関する 事業に従事する者 (4名)	大田区私立幼稚園連合会 代表		エジリ マサキ
				江尻 雅樹
5		大田区私立保育園連合会 代表		カトウ タモツ
				加藤 保
6		学校法人 簡野育英会 代表		キクチ ショウドウ
				菊地 渉道
7		社会福祉法人 大洋社 代表		サイトウ ヒロミ
			齋藤 弘美	
8	区内関係団体の 推薦を受けた者 (6名)	大田区3医師会 代表 (田園調布医師会 副会長)		ウチヤマ ヒロシ
				内山 浩志
9		大田助産師会 代表		チョウ ソンヒ
				趙 成喜
10		大田区民生委員児童委員協議会代表		ヨシダ ヒサシ
				吉田 久司
11		大田区青少年対策地区委員会会長会代表		ワダ ヨシアキ
				和田 芳明
12		労働団体代表 (連合大田地区協議会)		モリヤ ケンコウ
				森谷 憲光
13		東京商工会議所大田支部		タジリ クミコ
				田尻 久美子
14	区議会議員 (2名)	こども文教委員会 委員長		オオハシ タケシ
				大橋 武司
15		こども文教委員会 副委員長		スガヤ イクエ
				菅谷 郁恵

大田区子ども・子育て会議条例

平成25年5月31日
条例第43号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、区長の附属機関として大田区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を調査審議し、区長に答申又は提言をする。

(1) 区民及び関係団体との連携協働による子育て支援施策に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、区長が委嘱する委員15名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 子ども・子育て会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

大田区子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年5月31日

規則第92号

改正 平成27年3月26日

規則第33号

改正 令和元年5月31日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区子ども・子育て会議条例(平成25年条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する区長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者 1名以内
- (2) 区民 1名以内
- (3) 子どもの保護者 1名以内
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 4名以内
- (5) 区内関係団体の推薦を受けた者 6名以内
- (6) 区議会議員 2名以内

(部会)

第3条 子育て会議には、所掌事項を分掌して調査審議を行わせるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第4条 子育て会議及び部会の庶務は、こども家庭部子育て支援課が処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

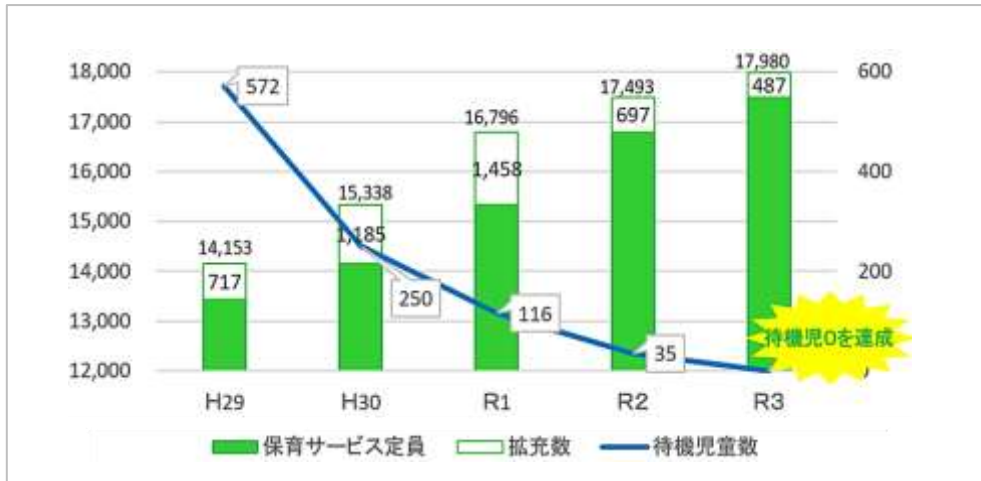
この規則は、令和元年5月31日から施行する。

待機児童の状況と保育の質の向上について

1. 待機児童の状況

区はこれまで、保育施設の整備に取り組み、認可保育園数は令和3年4月には190園と増加し、保育サービス定員は、多様な保育サービスの提供と併せて17,980人に拡充した。

この結果、令和3年4月1日現在、長年の目標であった待機児童数ゼロを達成した。



2. 今後の施設整備の考え方

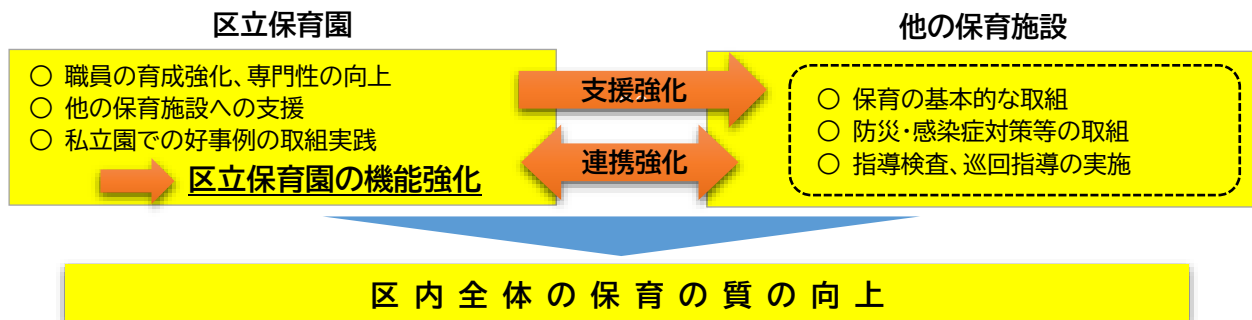
今後の待機児童対策は、既存保育園の欠員の活用や家庭福祉員等の利用など、施設整備によらない保育サービスとのマッチングを中心に行っていく。

待機児童の発生は、育児休業延長のための申請増などに加え、コロナ禍における社会状況の変化もあり、今後の予測は難しいが、1歳、2歳児は待機児童が発生しやすいため、入所数の推移を正確に把握し、施設整備の必要性を検討していく。

3. 保育の質の維持・向上

医療的ケア児やアレルギー児、外国籍世帯への対応など様々なニーズがあり、また、特別な支援を要する児童が増加傾向にある中、安全安心な保育環境の維持と向上がますます求められている。

このため、今後は職員の能力向上や各施設の連携を進めていく。



大田区子ども・子育て支援計画における令和2年度実績報告(総括表)

基本目標	個別 施策	令和2年度実績判定		
		A	B	C
1 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	35	0	24	11
2 仕事と子育ての両立を支援します	20	0	18	2
3 保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります	5	1	4	0
4 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます	7	0	5	2
5 子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します	3	0	3	0
合 計	70	1	54	15

※施策体系に位置付ける事業のうち、こども家庭部が所管する個別施策を進行管理の対象としています。

※令和2年度実績判定基準

A:事業計画を上回る実績があった

B:概ね事業計画どおりの実績であった

C:実績が事業計画を下回った

※実績判定でCとした15の施策のうち、14つは新型コロナウイルス感染防止による中止又は件数減によるものです。

大田区子ども・子育て支援計画2020-2024における実績報告

個別施策	計画策定時の 取組み内容	所管課	令和2年度 事業計画	令和2年度 事業実績	令和2年度 実績判定	令和3年度 事業計画
基本目標1 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います						
個別目標1-1 子育て家庭に対する相談体制の充実						
◎ 1	【子・重プ】 保育サービスアドバイザーによる 相談	保育サービス課	<p>○小規模・認可私立・企業主導型など新規開設の施設、新規民営化施設計22施設に加え、近年視察していないところをピックアップして視察します。視察後報告書を基に情報共有し相談業務に活かします。</p> <p>○出張相談は80回を予定し、利用度が高い地域を中心に区内全域で行い、保護者のニーズに応じていきます。</p> <p>○商業施設型出張相談会を継続し、定着を目指します。</p> <p>○夜間相談窓口は毎月1回と4月入園申請の時期に開設し、日中就労している方への相談業務充実を図ります。</p> <p>○区内保育施設の一覧マップを随時更新、個別の相談窓口で使用する出張所管内ごとの地域マップも活用します。</p> <p>○新たに本庁舎で休日相談と入所説明会を開催します。</p>	<p>○相談件数7924件</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策のため、全ての相談業務を30分の予約制にし、効果的な相談に努め混雑回避を図りました。</p> <p>○区内全域の区施設で出張相談を30回開催し、利用者のニーズに応えました。</p> <p>○本庁舎で夜間相談窓口を11回、新たに休日相談を3回開催し、相談業務の充実を図りました。</p> <p>○10月の保育園入所申請に合わせて入所説明動画の配信をし、情報提供の充実を図りました。</p> <p>○認可私立保育園の新開設園13園の内覧会を見学し、園内外の状況や周辺の環境等を含めた情報をまとめて係で共有し、相談業務に活かしました。</p> <p>○区内保育施設のマップを随時更新し、出張所管内ごとの地域マップと合わせて活用しました。</p> <p>*出張相談の一部(商業施設含む)と施設の視察は新型コロナ感染症対策の観点から予定を中止したため、実施回数が少なくなりました。入所説明会についても開催を見送り、代用として動画配信をしました。</p>	B	<p>○オンラインで保育園入所説明会を7月より2回程度開催、併せて10月より個別相談を実施し、利用者の利便性と情報提供の拡充を図ります。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、対面の相談業務を予約制で行い混雑回避を図ります。</p> <p>○夜間相談窓口を4月入所申請の時期に開設し、日中就労している方への相談業務充実を図ります。</p> <p>○子育てに関する相談受付を周知し、関係機関と連携しながら在宅子育て世帯への支援を実施します。</p> <p>○状況を見ながら各保育施設を視察し、報告書を基に情報共有し相談業務に活かします。</p>
◎ 2	【子・重プ】 子育てひろばにおける子育て相談	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター	<p>来所する乳幼児親子が安心して過ごせる、また育児不安や悩みに寄り添い、助言するなど、少人数の利用の中でも満足度の高い支援を行います。</p> <p>子育て家庭の抱える問題や悩みなどについて、専門知識を有する職員が相談に応じ、子育て家庭の孤立化や養育不安の解消を図ります。</p> <p>また、相談内容や要保護の必要性に応じて専門機関と連携して対応します。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じたうえで、相談を実施しました。</p> <p>【子育て支援課】 児童館相談件数 25,785件 実施施設数 56施設 【保育サービス課】 子育てひろば(羽田・仲六郷)相談61件 【子ども家庭支援センター】 子育てひろば相談件数 7,549件</p>	B	<p>来所する乳幼児親子が安心して過ごせる、また育児不安や悩みに寄り添い、助言するなど、少人数の利用の中でも満足度の高い支援を行います。</p> <p>子育て家庭の抱える問題や悩みなどについて、専門知識を有する職員が相談に応じ、子育て家庭の孤立化や養育不安の解消を図ります。</p> <p>また、相談内容や要保護の必要性に応じて専門機関と連携して対応します。</p>

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重プは新おた重点プログラムに掲げる事業

◎	3	保育所の子育て相談	認可保育所で、来所または電話による育児相談を行い、地域の子育てを支援します。	保育サービス課	認可保育所で、地域の保護者等に対して、保育の経験を活かした子育てのアドバイスを行います。	令和2年度相談件数は、68件でした。新型コロナウイルス感染症対策のため件数が減少しました。	C	今後も継続して実施します。
	4	保育所での保育体験と相談(育児応援券)	妊娠・出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するとともに、妊婦・乳幼児・保護者における心身の健康維持・増進を図るために、区立保育園及び一部の私立保育園で情報提供、子育て相談・助言及び保育体験など切れ目のない支援を行います。	保育サービス課	育児応援事業(保育体験・子育て相談・情報提供)を通じて、子育て支援を実施します。	令和2年度延べ利用件数は、358件でした。新型コロナウイルス感染症対策のため件数が減少しました。	C	今後も、妊婦・乳幼児・保護者における心身の健康維持・増進を図るために、情報提供や子育て相談、助言及び保育体験など切れ目のない支援を継続していきます。
	6	【子・重プ】 児童館の子育て相談	児童館を地域の身近な相談窓口として、教員免許や保育士資格などを持った専門知識を有する児童館職員が子育て全般に関する相談に応じます。	子育て支援課	児童館を地域の身近な相談窓口として、専門知識を有する児童館職員が子育て全般に関する相談に応じることで、地域における子育て・子育てを支援します。	児童館職員による子育て全般に関する相談に対応し、地域の子育て・子育てを支援しました。 相談件数(情報提供含む) 94施設(学童保育施設含む) 55,007件	B	児童館を地域の身近な相談窓口として、専門知識を有する児童館職員が子育て全般に関する相談に応じることで、地域における子育て・子育てを支援します。
	10	【子・重プ】 子ども家庭支援センターにおける相談	子どもや子育て家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、相談員が相談に応じます。「子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)」で子どもと過ごしながら相談することも可能です。	子ども家庭支援センター	早期に子育て家庭の孤立化及び養育不安の解消を図り、虐待未然防止につなげるため、相談件数(ひろば相談含む)12,000件(前年度と同程度)をめざし、子ども家庭支援センター4か所の総合相談及び子育てひろばで、育児不安や悩みの相談を受けます。支援が必要な人がSOSをだせるよう広報に努めます。	相談件数 11,301件(内訳) 子どもと家庭に関する総合相談件数 3,752件 子育てひろば相談件数 7,549件	B	○早期に子育て家庭の孤立化及び養育不安の解消を図り、虐待未然防止につなげるため、相談件数(ひろば相談含む)12,000件(前年度と同程度)をめざし、相談支援に取り組みます。 ○子ども家庭支援センター4か所の総合相談及び子育てひろばで、育児不安や悩みの相談を受けます。 ○支援が必要な人がSOSをだせるよう広報に努めます。
個別目標1-2 子育ての情報提供の充実								
	1	子育てハンドブックの発行	子育ての不安や悩みが少しでも解消できるように、育児のアドバイス、大田区の子どもや子育てに関する事業を掲載した手引書を作成・配布します。	子育て支援課	子育ての不安や悩みが少しでも解消できるように、育児のアドバイス、大田区の子どもや子育て等に関する事業をわかりやすく紹介する手引書を発行します。	子育てハンドブックを12,000部作成し、地域健康課・特別出張所等の窓口で広く周知しました。	B	子育てハンドブックは、妊娠期から学童期までの子どもの成長に合わせた区の支援策をまとめた冊子として、区の子育て施策の発信の役割を担っています。今後も、子育て世帯への子育て情報の発信を更に推進していきます。

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重プは新おた重点プログラムに掲げる事業

◎	2 【子・重プ】 保育サービスアドバイザーによる相談(再掲)	保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。	保育サービス課	<p>○小規模・認可私立・企業主導型など新規開設の施設、新規民営化施設計22施設に加え、近年視察していないところをピックアップして視察します。視察後報告書を基に情報共有し相談業務に活かします。</p> <p>○出張相談は80回を予定し、利用度が高い地域を中心に区内全域で行い、保護者のニーズに応じていきます。</p> <p>○商業施設型出張相談会を継続し、定着を目指します。</p> <p>○夜間相談窓口は毎月1回と4月入園申請の時期に開設し、日中就労している方への相談業務充実を図ります。</p> <p>○区内保育施設の一覧マップを随時更新、個別の相談窓口で使用する出張所管内ごとの地域マップも活用します。</p> <p>○新たに本庁舎で休日相談と入所説明会を開催します。</p>	<p>○相談件数7924件</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全ての相談業務を30分の予約制にし、効果的な相談に努め混雑回避を図りました。</p> <p>○区内全域の区施設で出張相談を30回開催し、利用者のニーズに応えました。</p> <p>○本庁舎で夜間相談窓口を11回、新たに休日相談を3回開催し、相談業務の充実を図りました。</p> <p>○10月の保育園入所申請に合わせて入所説明動画の配信をし、情報提供の充実を図りました。</p> <p>○認可私立保育園の新開設園13園の内覧会を見学し、園内外の状況や周辺環境等を含めた情報をまとめて係で共有し、相談業務に活かしました。</p> <p>○区内保育施設のマップを随時更新し、出張所管内ごとの地域マップと合わせて活用しました。</p> <p>*出張相談の一部(商業施設含む)と施設の視察は新型コロナ感染拡大防止の観点から予定を中止したため、実施回数が少なくなりました。入所説明会についても開催を見送り、代用として動画配信をしました。</p>	B	<p>○オンラインで保育園入所説明会を7月より2回程度開催、併せて10月より個別相談を実施し、利用者の利便性と情報提供の拡充を図ります。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底し、対面の相談業務を予約制で行い混雑回避を図ります。</p> <p>○夜間相談窓口を4月入所申請の時期に開設し、日中就労している方への相談業務充実を図ります。</p> <p>○子育てに関する相談受付を周知し、関係機関と連携しながら在宅子育て世帯への支援を実施します。</p> <p>○状況を見ながら各保育施設を視察し、報告書を基に情報共有し相談業務に活かします。</p>
	5 児童館子育て講座の開催	子育てに有益な知識を得られる講座を開催します。	子育て支援課	子育てを行う上で、参考となる知識を提供し、子育てに活かしてもらおうことを目的とした講座を実施します。	感染症予防のため、対面での講座を中止し、子育て講座の動画を作成、配信しました。 動画10本作成 視聴回数 5,581回	B	新型コロナウイルス感染症予防を考慮したうえで、引き続き子育て講座の動画作成・配信するほか、感染症対策を徹底し、一部対面での講座を実施します。
	6 児童虐待防止に向けた啓発の推進	大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、新設保育施設等への配布により啓発活動を推進します。	子ども家庭支援センター	児童虐待防止に係る広報啓発活動を推進します。新設の保育園等への巡回訪問や11月の虐待防止推進月間を中心として啓発活動に取り組みます。	啓発用パンフレット(10,000枚作成・配布) ウェットティッシュ(3,000個作成・配布) クリアファイル(9,600枚作成・配布) 紙風船セット(3,500個作成・配布) 昇り旗・横断幕の作製、巡回支援事業による啓発 (新規開設の認可保育園24園、幼稚園13園)	B	<p>○児童虐待防止に係る広報啓発活動を推進します。</p> <p>○新設の保育園等への巡回訪問や11月の虐待防止推進月間を中心として啓発活動に取り組みます。</p> <p>○乳幼児健診会場や転入者向けに子ども家庭支援センターの相談先や事業の案内におもちゃを封入した「在宅子育て応援パッケージ」通年で配布します。</p>

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重プは新おた重点プログラムに掲げる事業

個別目標1-3 子育て家庭の地域との交流の促進							
◎	1 【子・重プ】 子育てひろば	児童館、子ども家庭支援センター及び一部の保育園に設置され、親子でゆったり過ごしながら、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。子育ての情報を提供し、子育て親子同士の交流を進めます。	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター	新型コロナウイルス感染拡大防止のための安全策を図ったうえで、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場を引き続き提供するとともに子育ての情報を提供し、子育て親子同士の情報交換や仲間づくり等の交流を図られるよう取り組みます。	新型コロナウイルス感染予防対策を講じたうえで、事業を実施しました。 【子育て支援課】 児童館利用者数 262,872人 【保育サービス課】 ○区立(羽田・仲六郷)延べ利用者数は3,873名 ○私立(2施設)延べ利用者数は2,728名 【子ども家庭支援センター】 ひろば利用者数 (4所合計)22,951人	B	新型コロナウイルス感染拡大防止のための安全策を図ったうえで、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場を引き続き提供するとともに子育ての情報を提供し、子育て親子同士の情報交換や仲間づくり等の交流を図られるよう取り組みます。
◎	2 【子】 ファミリー・サポート・センター事業	育児の手伝いをしてほしい人(利用会員)と地域の育児の手伝いをしたい人(提供会員)の両者を会員とし、地域の提供会員が利用会員と交流しながら、育児の支援を行います。	子ども家庭支援センター	仕事と育児の両立や子育て中の家庭の育児支援を行う中で、様々な利用会員の需要を今後も満たすためには、提供会員の登録数が引き続き不足しているため、定期的に提供会員養成講座を実施する必要があります。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止策をとりながら、2回の実施を目指し、提供会員の育成に取り組みます。	提供会員養成講座 2回 提供会員…590名 利用会員…3,241名 両方会員…64名 (両方会員とは、提供会員と利用会員の両方に登録している会員のことです。) 援助活動件数…6,741件 令和2年度はコロナ禍の影響により、提供会員養成講座が2回、各回の養成人数も半分程度、援助活動についてもテレワークによる在宅保育や預け控えにより減少しましたが、利用希望者についてはおおむね希望通りの援助をすることができました。	B	○仕事と育児の両立や子育て中の家庭の育児支援を行う中で利用会員の利用希望にこたえるため、引き続き提供会員の登録数の増を目指し、定期的に提供会員養成講座を実施します。 ○新型コロナウイルス感染拡大防止策をとりながら、3回の実施を目指し、提供会員の育成に取り組みます。
	3 初めのお子さんのパパ・ママ子育て教室の開催	乳児とパパ・ママと一緒に参加する教室を開催し、夫婦の相互理解を深め、家族力の向上を目指します。他の子育て家庭と子育ての悩みを共有することで、子育ての不安解消と仲間作りにつなげていきます。	子ども家庭支援センター	新型コロナウイルス感染拡大防止策を図りながら、乳児とパパ・ママと一緒に参加する教室を前年度実績の5割程度の開催に取り組みます。夫婦の相互理解を深め、家族力の向上を目指します。他の子育て家庭と子育ての悩みを共有することで、子育ての不安解消と仲間作りにつなげていきます。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催は見送り、代替えとして、開催予定日の土曜午前開所をおこないました。(延べ12回)また、家庭内での事故予防について、個別の事故予防教室の実施(延べ51回)とホームページでの広報・啓発をおこないました。さらに、コロナ禍での保護者の育児不安やストレス緩和のために「子育て中の心と体のケア」についてホームページに掲載し、広報しました。(令和2年12月25日アップ)	B	新型コロナウイルスの感染状況をみながら安全対策を講じて開催に向けて取り組みます。感染拡大防止のため開催を見送った回については、年度内で延期して実施します。乳児とパパ・ママの参加で、親子や夫婦のより良い関係づくりを促し、他の子育て家庭との交流の機会を提供します。
	4 保育所の園庭開放	地域の子育ての拠点として認可保育所の園庭を乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間づくりを進めます。	保育サービス課	地域の子育ての拠点として認可保育所の園庭を乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間づくりを進めます。	令和2年度延べ利用件数は、0件でした。 新型コロナウイルス感染症対策のため件数が減少しました。	C	新型コロナウイルス感染状況を見極めながら、継続して実施します。

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重プは新おた重点プログラムに掲げる事業

5	体験保育	家庭で育児をしている方に、親子で保育所での遊びや子ども同士の交流を体験する機会を提供します。	保育サービス課	在宅で子育てをする保護者の支援として、地域で交流できる場や機会の提供をすることで、子育ての不安や悩みの解消につなげていきます。	令和2年度延べ利用件数は、0件でした。 新型コロナウイルス感染症対策のため件数が減少しました。	C	新型コロナウイルス感染状況を見極めながら、継続して実施します。
7	親子で遊ぼうイベントの開催	さまざまな遊具を使った遊びを1～3歳未満の子どもと保護者に提供する出前型講座。子育て応援コーナー運営委員会がボランティアや地域の民生委員・児童委員とともに企画、運営します。	子ども家庭支援センター	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これまでの参加者数の規模を見直し、安全に安心して参加できるようプログラムを見直しながら実施します。1～3歳未満の子どもと保護者に提供する出前型講座のスタイルで実施し、子育て応援コーナー運営委員会がボランティアや地域の民生委員・児童委員とともに企画、運営します。	計4回実施(5回は中止) 参加者数 88人 新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛中や緊急事態宣言中は、イベントを中止しました。	C	○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これまでの参加者数の規模を見直し、安全に安心して参加できるようプログラムを見直しながら実施します。 ○1～3歳未満の子どもと保護者に提供する出前型講座のスタイルで実施し、子育て応援コーナー運営委員会がボランティアや地域の民生委員・児童委員とともに企画、運営します。 ○感染対策の状況に応じ、参加者数の見直しを柔軟に行います。
8	子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催	子育てをテーマに保護者や子育て支援者を対象にした保育付きの講座。講師による講演会の他、栄養士と実習する離乳食の作り方など子育てに関する学びの機会を提供します。	子ども家庭支援センター	子育てをテーマに保護者や子育て支援者を対象にした保育付きの講座を3回の開催に取り組みます。新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、安全な講演会の開催に取り組みます。	計2講座実施(3講座は中止) 参加者数 81人 新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛中や緊急事態宣言中は、講座を中止しました。	C	○子育てをテーマに保護者や子育て支援者を対象にした保育付きの講座を4回の開催に取り組みます。 ○新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、安全な講演会の開催に取り組みます。
9	子育てサロン「キッズな」の開催	キッズな大森「子育て応援コーナー」を会場にボランティアや民生委員・児童委員が読み聞かせ・手遊び紙芝居、お茶会、手作り会、ベビーカーメンテナンス、展示等を定例的に実施し、親子と地域の方々との交流を図っています。	子ども家庭支援センター	キッズな大森「子育て応援コーナー」を会場にボランティアや民生委員・児童委員が読み聞かせ・手遊び紙芝居、お茶会、手作り会、ベビーカーメンテナンス、展示等を定例的に実施し、親子と地域の方々との交流に取り組みます。新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、令和2年度は7月から開催します。	お話し会 6回実施(6回は中止) お茶会 12回実施(12回は中止) 手作り会 6回実施(6回は中止) ベビーカーメンテナンス 8回実施(4回は中止) 事業参加者数 573人 新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛中や緊急事態宣言中は、事業を中止しました。	C	○キッズな大森「子育て応援コーナー」を会場にボランティアや民生委員・児童委員が読み聞かせ・手遊び紙芝居、お茶会、手作り会、ベビーカーメンテナンス、展示等を定例的に実施し、親子と地域の方々との交流に取り組みます。 ○引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底し、参加者数など運営には柔軟に対応します。
10	子ども交流センターの運営支援	地域が中心となって設立したNPO法人「おおもり子どもセンター」と区が協働し、子ども交流センターを通して地域の子育て・子育てを支援します。	子育て支援課	NPO法人「おおもり子どもセンター」の運営している「子ども交流センター」を通して地域の子育て・子育てを支援します。	子ども交流センターが安全安心に運営できるよう、マスクやアクリル板、消毒用アルコール・次亜塩素酸水の配布等、感染症対策への支援を実施しました。また、こらば大森内の活動室移設に対する支援をしました。	B	NPO法人「おおもり子どもセンター」の運営している「子ども交流センター」を通して地域の子育て・子育てを支援します。

個別目標1-4 子どもの心への寄り添いと保護者の養育への支援							
◎ 1	【重プ】 (仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備	日ごろの子育て相談から深刻な虐待への対応まで、児童のあらゆる課題に対応するため、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」を設置します。	子育て支援課	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター新築工事に係る基本設計(敷地測量及び大森西特別出張所取壊工事実施設計を含む)、地盤調査及び土壌調査による施設整備を推進する。地盤調査及び土壌調査委託は令和2年度、基本設計委託は3年度に完了し、その後実施設計に着手する。また人材育成として、東京都や近隣自治体の児童相談所及び一時保護所へ職員を派遣し、児童福祉に関する高い能力と意欲を持った職員の育成を図る。さらに関係部局による検討及び審議を行うため、「大田区児童相談所移管推進本部」を開催するとともに、本部の判断に資する助言を行うための「アドバイザー会議」を開催し、児童相談所の設置に向けた具体的な検討を進める。	○児童相談所は地域とともに子どもを健やかに守り育てる施設で、区として初めての施策であることから、地域と対応の時間をかけて調整をおこないました。 ○人材育成として、合計16人の職員を、東京都等近隣自治体の児童相談所へ派遣しました。 ○関係部局による児童相談所に関する会議を開催するとともに、施設整備や人材確保・育成等、個別の課題ごとに関係部局との緊密な連携・調整を進め、児童相談所開設に向けた課題の解決に取り組みました。 ○アドバイザー会議を開催し、区の児童相談所設置に向けた運営体制について検討を進めました。 ○先行区の状況や開設後の課題等について情報収集を図りました。	B	令和2年度の調整結果を踏まえ、(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター新築工事に係る基本設計、地盤調査及び土壌調査委託を行い、その後実施設計に着手します。 また、人材育成として一般職員の派遣とともに、新たに管理職を派遣し、職員のさらなる育成を図ります。 さらに、関係部局との連携を強化し、児童相談所体制整備に向けた準備を進めるとともに、「アドバイザー会議」を引き続き実施し、各課題に対する意見を今後の計画に効果的につなげます。
3	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	児童を養育することが一時的に困難となった要支援家庭を対象としたショートステイサービスを実施します。	子ども家庭支援センター	児童を養育することが一時的に困難となった要支援家庭を対象としたショートステイサービスに取り組みます。	0件 強い育児疲れや養育不安等から虐待のおそれやリスクがある家庭において一時的に児童を預かる事業であり、利用することなく養育支援を行うことができました。	B	○適用のケースがあったときに、速やかに実施できるよう努めます。
4	虐待防止支援訪問	養育困難家庭、養育不安の強い家庭等、子どもの健全な成長が懸念される家庭を訪問し支援します。	子ども家庭支援センター	所内の執行体制や業務分担の効率を図り、増加する必要件数に対応します。また、研修を積極的にを行い、支援の質の向上を図ります。	虐待防止支援訪問 2,826件 家庭訪問は前年並みの件数でしたが、感染症対策のため電話会議等で代替したため、関係機関への訪問が減少しました。	C	○地区担当職員を2地区制から4地区編制とし、機動力や対応力の向上に努めます。 ○4地区制を生かし、年間3,000件以上の虐待防止支援訪問に対応します。 ○OJTを効果的に行い、相談支援のスキルアップ等を図ります。
5	見守りサポート事業	虐待により、一時保護や施設入所した児童が家庭に戻った時や軽度の虐待と認定されたとき、その家庭に対し、児童相談所の要請により、見守りサポート支援を行います。	子ども家庭支援センター	一時保護や施設入所から家庭復帰を図る際には、児童相談所からの協力依頼により個別ケース検討会議を開催し、地域の関係者による見守り体制を構築します。また、児童相談所との連携を図り、円滑な実施に取り組みます。	見守りサポート受託 0件 児童相談所が見守りサポートと同様の支援を、「協力依頼」または「送致」というルールに基づき依頼するようになりました。 協力依頼 105件 送致 371件	B	○ケース件数を4地区に分けることで機動力・対応力の向上を図り、受理件数の増加(協力依頼120件、送致400件以上)に対応します。 ○児童相談所との定例会議や職員の派遣、等により、連携の強化に取り組みます。

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重プは新おた重点プログラムに掲げる事業

◎ 6	【子】 養育支援訪問事業	養育を支援することが特に必要な家庭に対し、養育に関する相談、指導助言等の支援を行い、児童虐待を未然に防止します。	子ども家庭支援センター	養育を支援することが特に必要な家庭に対し、養育に関する相談、指導助言等の支援を行い、児童虐待を未然に防止します。助産師や家事ヘルパー、育児ヘルパー、育児サポーターなど必要とする支援を提供しながら虐待の未然防止に取り組みます。	利用実績 20世帯	B	○養育を支援することが特に必要な家庭に対し、養育に関する相談、指導助言等の支援を行い、児童虐待を未然に防止します。 ○助産師や家事ヘルパー、育児ヘルパー、育児サポーターなど必要とする支援を提供しながら虐待の未然防止に取り組みます。
7	養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」	すこやか赤ちゃん訪問事業と連携し、養育に不安を抱える乳児家庭に対して地域の支援員等が訪問し支援します。	子ども家庭支援センター	すこやか赤ちゃん訪問事業と連携し、養育に不安を抱える乳児家庭に対して地域の支援員等が訪問し支援します。支援を要する出生から4か月健診受診日までの乳幼児がいる家庭に訪問支援を行います。新型コロナウイルス感染拡大防止策により中止となっていた乳幼児健診の再開に合わせて4か月健診までの乳幼児を支援します。	利用実績 利用者数 35人 延利用時間 131時間 新型コロナウイルス感染防止のため、病院や検診会場への付き添いの制限や、赤ちゃんのお出かけも制限されたため、利用実績は昨年度の約半数に減少しました。	C	○すこやか赤ちゃん訪問事業と連携し、養育に不安を抱える乳児家庭に対して地域の支援員等が訪問し支援します。 ○支援を要する出生から4か月健診受診日までの乳幼児がいる家庭に訪問支援を行います。
8	児童虐待防止に向けた啓発の推進(再掲)	大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、新設保育施設等への配布により啓発活動を推進します。	子ども家庭支援センター	児童虐待防止に係る広報啓発活動等を推進します。新設の保育園等への巡回訪問や11月の虐待防止推進月間を中心として啓発活動に取り組みます。	啓発用パンフレット(10,000枚作成・配布) ウェットティッシュ(3,000個作成・配布) クリアファイル(9,600枚作成・配布) 紙風船セット(3,500個作成・配布) 昇り旗・横断幕の作製、巡回支援事業による啓発 (新規開設の認可保育園24園、幼稚園13園)	B	○児童虐待防止に係る広報啓発活動等を推進します。 ○新設の保育園等への巡回訪問や11月の虐待防止推進月間を中心として啓発活動に取り組みます。
9	児童虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議・個別ケース会議)を開催し児童虐待防止ネットワークの推進を図ります。	子ども家庭支援センター	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、7月以降の要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議・個別ケース会議)を書面会議への見直し等も検討しながら開催し、児童虐待防止ネットワークの推進を図ります。	開催実績 代表者会議 2回(うち書面会議1回) 実務者会議 20回(うち書面会議7回) 個別ケース会議 233回	B	○要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議・個別ケース会議)を開催し児童虐待防止ネットワークの推進を図ります。

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重プは新おた重点プログラムに掲げる事業

個別目標1-5 子育て世帯への多様な生活支援						
1	児童扶養手当	父または母と生計を同じにしていない児童が育成される家庭の、生活の激変を一定期間緩和し、自立の促進に寄与することを目的に支援を行います。	子育て支援課	1・3・5・7・9・11月に支給 受給者 3,192世帯(令和2年3月31現在)	受給者数:3,142人 支給対象児童数:4,492人 延支給件数:38,805件 延支給金額:1,544,872,330円	B 父または母と生計を同じにしていない児童が育成される家庭の、生活の激変を一定期間緩和し、自立の促進に寄与することを目的に支援を行います。
2	特別児童扶養手当	身体又は精神に障がい有する児童について、障がい児の福祉の増進を図るため支援します。	子育て支援課	4・8・11月に支給 受給者 440人(令和2年3月31現在)	受給者数:447人	B 身体又は精神に障がい有する児童について、障がい児の福祉の増進を図るため支援します。
3	児童育成手当	児童の福祉の増進を図ることを目的とし、児童の心身の穏やかな成長に寄与することを趣旨として支援します。	子育て支援課	2・6・10月に支給 受給者 4,869世帯(令和2年3月31現在)	受給者数:4,708人 支給対象児童数:6,507人 延支給件数:83,808件 延支給金額:1,139,280,000円	B 児童の福祉の増進を図ることを目的とし、児童の心身の穏やかな成長に寄与することを趣旨として支援します。
6	母子生活支援施設(区立ひまわり苑・コスモス苑)の運営	施設において母子が健康で明るい生活ができるよう援助・助言し、自立への支援を図ります。	子育て支援課 生活福祉課	施設において、母子が健やかに生活ができるよう、また、自立がスムーズにできるよう、支援をおこなっていきます。	区内2施設で28世帯、69名が利用し、自立に向けた支援を実施しました。	B 施設において、母子が健やかに生活ができるよう、また、自立がスムーズにできるよう、支援をおこなっていきます。
◎ 13	【子・重プ】 一時預かり保育	家庭において、緊急または一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、子ども家庭支援センターや救中児童館で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる乳幼児の一時預かりを実施します。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課	家庭において、緊急または一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、子ども家庭支援センターや救中児童館等で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる乳幼児の一時預かりを実施します。今年度から一時預かり料金を900円から500円に引き下げたことにより初めて利用する方の利用の促進を図ります。	【子育て支援課】 【救中児童館】 乳幼児利用数 999名 【保育サービス課】 私立認可保育所6施設、小規模保育事業所3施設において一時預かり事業を実施し、利用実績は延べ155人でした。 【子ども家庭支援センター】 キッズなルーム大森 2,666名 キッズなルーム六郷 1,558名 保育室サン御園 2,961名	B 家庭において、緊急または一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、子ども家庭支援センターや救中児童館で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる乳幼児の一時預かりを実施します。
◎ 14	【子】 ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業	2歳から5歳までの児童を対象にショートステイ(宿泊型保育)、トワイライトステイ(17時から22時までの夜間一時保育)、休日デイサービス(日曜・祝祭日の日中における保育)を実施します。	子ども家庭支援センター	さまざまな事情から一時的に児童の養育が困難な場合に、2歳から5歳までの児童を対象にショートステイ(宿泊型保育)、トワイライトステイ(17時から22時までの夜間一時保育)、休日デイサービス(日曜・祝祭日の日中における保育)を区内2か所の施設で実施します。	ショートステイ 676名 トワイライトステイ 825名 休日デイサービス 404名 新型コロナウイルス感染拡大により、昨年度の利用実績を下回りました。	C ○今後も新型コロナウイルス感染予防を徹底しながら安全・安心な施設運営ときめ細かなサービスの提供を図ります。

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重プは新おた重点プログラムに掲げる事業

個別目標1-6 子育て支援のネットワークづくり								
	2	子育て力向上支援事業	子育てに悩む乳幼児を持つ親たちが相互に学びあうグループを支援するためのプログラムを児童館で実施します。	子育て支援課	子育てに関する悩みを持つ乳幼児の保護者を対象に児童館で「親支援プログラム」を実施します。	感染症予防のため、児童館における「親支援プログラム」を中止し、次年度に向けての実施について検討しました。	C	新型コロナウイルス感染症予防の観点から、学童保育の実施していない児童館で感染症対策を徹底したうえで、「親支援プログラム」を実施します。
	4	子育てすくすくネット事業	児童館等を活用し、地域の子育て支援ネットワークの拡大を図ります。	子育て支援課	児童館及びおおたつ子ひろばにおいて、地域の子育て支援ネットワークの拡大を図ります。	「子育てすくすくネット員」52施設、809名が登録。(令和2年4月1日現在)	B	新型コロナウイルス感染防止のため、児童館及びおおたつ子ひろばにおいて、子育てすくすくネット事業を縮小して実施します。
基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します								
個別目標2-1 保育サービスの充実								
◎	1	【子・重ブ】 私立(認可)保育園の整備	認可保育所の入所希望者の増加や待機児童の状況を踏まえ、多様なニーズに応える保育サービス基盤の拡充を進めるため、民間事業者による認可保育所の新規開設を支援します。	保育サービス課	保育需要の多い地域への民間事業者による認可保育所の新規開設を支援します。	新たに14施設、633名の定員拡充を図りました。	B	令和3年4月の認可保育園の申請結果から、保育需要が高く待機児童の抑制に繋がる地域を精査し、必要に応じた開設を支援します。
◎	2	【子・重ブ】 小規模保育所の整備	低年齢児の待機児解消を進めるため、民間事業者による定員19人以下の小規模保育所の新規開設や保育の質の向上を支援します。	保育サービス課	卒園後の受け皿となる連携園への円滑な入所を支援します。	全園に連携園の設定を完了しました。	B	今後も保育の質の向上に向けた支援を継続していきます。
◎	3	【子・重ブ】 定期利用保育事業の充実	パートタイムなどの多様な就労形態や、ライフスタイルに対応した定期利用保育事業を推進します。	保育サービス課	多様な保育ニーズや低年齢の待機児童に対応するため、認可保育所の空き定員等を定期利用保育事業に活用します。引き続き、保育需要の多い地域のニーズにあわせて、受け入れ可能施設で保護者支援の継続に取り組んでいきます。	認可保育所12施設、小規模保育所1施設、専用施設4施設において定期利用保育事業を実施し、利用実績は延べ16,398人でした。	B	受け入れ可能施設での保護者支援の継続に取り組めます。
◎	4	【子・重ブ】 認証保育所の整備	長時間保育等の多様なニーズに応えるため、民間事業者による認証保育所の新規開設や保育の質の向上を支援します。	保育サービス課	保育の質の向上を図り、3か所の民間事業者による認可化移行計画を支援します。	保育需要の高い地域の3施設の認可化移行を行いました	B	保育需要の高い地域を精査し、1か所の認可化移行計画を支援します。

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重ブは新おた重点プログラムに掲げる事業

◎	5	【子・重ブ】 家庭福祉員(保育ママ)による保育の拡充	2歳未満の乳児を対象に、家庭福祉員(保育ママ)が、自宅又はグループ保育室で実施する保育事業を推進します。	保育サービス課	家庭福祉員に対して、保育能力の向上を目的とした研修を実施します。	◎家庭福祉員の資質向上を目的とした研修を実施しました。 前期(新型コロナ感染防止対策のための新しい生活様式) 後期(緊急対応・虐待対応)	B	家庭福祉員に対して、保育能力の向上を目的とした研修を実施します。
◎	6	【子・重ブ】 事業所内保育所開設等の支援	区内事業所の従業員が育児と仕事を両立できるよう事業所内保育所の開設等の企業の取り組みを支援します。	保育サービス課	区内事業所の従業員が育児と仕事を両立できるよう事業所内保育所の開設等の企業の取り組みを支援します。	数件の問い合わせはありましたが、開設までに至るような具体的な提案はありませんでした。	C	現在まで開設に係る相談や具体的な提案はありません。引き続き企業の取り組みを支援していきます。
◎	7	【子】 時間外保育	就労等で通常の開園時間を超えて保育を必要とする人に対応する時間外保育(延長保育)事業を実施します。	保育サービス課	区立保育園 39施設 私立保育園137施設	区立保育園 39施設実施 定員877名でした。 私立認可保育園138施設で実施しました。	B	新型コロナウイルス感染状況を見極めながら、継続して実施します。
	9	休日保育	年末年始を除く日曜日、祝祭日に保護者が就労の為家庭で保育出来ない児童を、認可保育所で保育します。	保育サービス課	日曜日、祝日(年末年始12/29から1/3は除く)に認可保育所8施設で実施します。	令和2年度延べ利用件数は、254件でした。	B	今後も、休日に保護者が就労のため家庭で保育ができない児童の支援を継続していきます。
	10	年末保育	12月29・30日に保護者が就労等のため家庭で保育ができない児童を、認可保育所で保育します。	保育サービス課	12月29日、30日の二日間、認可保育所6園で年末保育を実施します。	令和2年度延べ利用件数は、177件(公立113件、私立64件)でした。	B	今度も継続して、12月29・30日の2日間において保護者が就労等のため家庭で保育が出来ない場合に実施します。
◎	11	【子】 病児・病後児保育	病気等により保育園等に通えない児童を、医療機関等に併設された専用スペース等で保育します。	保育サービス課	利用実績に基づく需要を勘案し、定員数の拡充を図り、児童が病気で仕事も休めない保護者の就労を支援する環境の整備を目指します。	◎既存施設の定員増を実施し、総定員75人となりました。 ◎2年度延べ利用人数は、3,028人でした。	B	利用実績に基づく需要を勘案し、既存施設の利用促進を行い、児童が病気でも仕事を休めない保護者の就労を支援する環境の整備を目指します。

12	区立保育園における医療的ケア児の受け入れ	1歳児以上を対象に、一部の区立保育園で医療的ケアを必要とする児童の受け入れを行います。	保育サービス課	1歳児以上を対象に、区立保育園4園で医療的ケアを必要とする児童の受け入れを実施していきます。	1歳児以上を対象に区立保育園4園で医療的ケアを必要とする児童の保育を実施しました。	B	医療的ケア受け入れ園2園で新規に各園1名、受け入れを実施します。令和2年度と医療的ケアの内容が変更になるため、安全に実施できる体制を作っていきます。また、医療的ケア児童の発達にあった保育を実施していきます。
13	保育所等における障がい児等の受け入れ	全認可園で保育を必要とする障がい児の受け入れを実施します。	保育サービス課	特別な支援を要する児童を公立保育園39園中36園、私立保育園139園中87園で受け入れます。児童の望ましい発達を促すために、専門職の巡回相談を実施します。	○専門職による巡回相談実績 ・心理士の巡回相談 294回 ・小児神経科医巡回相談 7回 ・作業療法士巡回相談 10回	B	全認可園で特別な支援を要する児童の受け入れを行います。また、児童の望ましい発達を促すために専門職の巡回相談を実施していきます。
◎	14 【重プ】 区立保育園の改築・改修	耐震診断結果に基づく耐震改修や、老朽化した保育園の改築・改修を進め、良好な保育環境を整備します。	子育て支援課	新蒲田保育園の改築工事について、(仮称)新蒲田一丁目複合施設建設の一環として、令和3年度の竣工を目指し、建設を進めます。大森西保育園を含む(仮称)大森西二丁目複合施設の整備について、令和6年度の竣工を目指し、基本設計及び実施設計を行います。	新蒲田保育園の改築工事について、新蒲田一丁目複合施設建設の一環として、令和元年度に引き続き、建設工事をおこないました。大森西保育園を含む(仮称)大森西二丁目複合施設の整備について、令和6年度の竣工を目指し、基本設計を行いました。	B	新蒲田保育園の改築工事について、新蒲田一丁目複合施設建設の一環として、令和4年2月の竣工を目指し、建設工事を進めます。大森西保育園を含む(仮称)大森西二丁目複合施設の整備について、令和6年度の竣工を目指し、基本設計及び実施設計を行います。
◎	15 【重プ】 保育士確保対策の実施	区内保育施設における人材の確保を支援し、定着を図るため、職員の処遇改善や宿舍借上げ補助、保育人材情報ポータルサイト「おおた ほいくぼ」との運営、保育園就職フェア等を実施します。	保育サービス課	毎年度実施している保育園就職フェアについては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これまでの会場方式に替えて、保育人材情報ポータルサイト「おおた ほいくぼ」を活用したオンライン方式で開催する予定です。保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とした保育士宿舍借上げ支援事業補助金や保育士応援手当補助金についても、引き続き実施予定です。現任保育従事職員等資格取得支援事業として、保育事業者等が保育人材を確保するために保育士資格の取得支援に要した経費の一部についても補助を行います。	求職者への情報提供は、従来の会場での会場方式から保育人材情報ポータルサイトを活用したオンライン就職相談特設ページによるオンライン方式に変更し実施しました。保育士宿舍借上げ支援事業による補助や保育士応援手当の支給により人材確保及び離職防止対策を実施しました。また、保育の質の向上では、保育士資格取得の経費支援を実施しました。○宿舍借上:217施設、延7,167人 ○応援手当:延5,090人 ○資格取得支援:7施設、12人	B	保育人材情報ポータルサイト「おおた ほいくぼ」内のオンライン就職相談特設ページの掲載件数を増やすなど充実を図ります。保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とした保育士宿舍借上げ支援事業補助金や保育士応援手当補助金については継続実施し、保育士の確保と定着を図ります。保育士資格取得の経費の一部を補助する現任保育従事職員等資格取得支援事業は継続して実施し、保育の質の向上を図ります。

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重プは新おおた重点プログラムに掲げる事業

◎ 16	【重プ】 保育士等研修の実施	区内の保育施設で従事する職員の専門知識・技術のスキルアップを図ります。相談事業・サービス向上のための研修を実施します。	保育サービス課	職場研修38回。研修テーマに子育て支援、子どもの権利条約、子どもの主体的な活動に関することを入れます。公開保育研修18回(外部講師9回) 新規採用者研修6回 計2,035名の参加予定です。東京都社会福祉協議会等への派遣研修9種66名を予定しています。国が定める保育士等キャリアアップ研修を7回実施予定(総定員350名)です。	○職場研修17回実施(参加人数500名) ○公開保育7回実施(参加人数211名) ○東京都社会福祉協議会等への派遣研修3種(全てオンライン研修・25名参加) ●緊急事態宣言のため14研修中止となりました。	C	○職場研修38回。研修テーマに子育て支援、相談援助など保育士の専門性を活かしながら在宅家庭への支援や保育の質の向上につなげる内容を取り入れます。東京都福祉協議会のオンライン研修を活用し、より多くの職員が受講できるようにしていきます。コロナの感染状況を見据え、集合研修とオンライン研修の両方から研修を実施していきます。
17	区立保育園の拠点機能強化	地域の保育水準の向上のため、18の区立拠点園を中心として、家庭福祉員への訪問支援、認証保育所、小規模保育所等との交流保育、拠点園での公開保育研修など、保育連携推進事業を実施します。	保育サービス課	家庭福祉員支援-大田区家庭福祉員として認定している保育ママについて、担当者が月に2回程度定期的に訪問することでサポートを行います。 認証保育所等交流-認証保育所・小規模保育所・事業内保育所・定期利用保育施設など主に低年齢児を対象とした保育施設については2か月に1回程度定期的に交流訪問を行います。 私立園との交流事業-地域会議(年2回)での情報交換を行い、ネットワークを構築します。 公開保育研修(18拠点園で行う)は、保育交流のきっかけとするため実施します。 地域の保育施設が運動会の会場として19園の園庭及び遊戯室の提供を実施します。	○家庭福祉員40名への訪問支援222回(1名月1.85回)、交流支援91回(1名2.3回) ○小規模、事業所内、認証保育所、定期利用保育室、80施設との訪問保育220回(1施設2.8回)、情報交換などの交流313回(1施設3.9回) ○地域会議18拠点で年1回実施、参加者277人 ○公開保育研修は7園実施。新型コロナウイルス感染症対策の為自園での研修とし、学びを地域に配布しました。 ○私立保育園136園との情報交換などの交流252回(1施設1.9回)(児童の交流ができないので代わりに実施) *新型コロナウイルス感染症対策の為、訪問支援は9月から1月7日の約3か月の訪問となりました。	B	○保育担当係長を6園に配置し、事業の窓口として地域の保育施設とのネットワークを構築し、保育施設への相談対応や公開保育研修などを通じて保育人材の育成を行います。また、各保育施設に巡回訪問を実施し、地域の保育水準向上を目指します。 ○家庭福祉員支援-大田区家庭福祉員として認定している保育ママについて、担当者が月に2回程度定期的に訪問することでサポートを行います。 ○認証、小規模、事業所内保育所、待機利用保育施設など主に低年齢児を対象とした保育施設については2か月に1回程度定期的に保育訪問交流を行います。 ○私立園との交流事業-地域会議での情報交換を行い、ネットワークを構築します。 ○区立保育園16園の園庭を運動会の会場として、地域の保育施設に提供します。

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重プは新おおた重点プログラムに掲げる事業

18	第三者評価の実施	保育サービスの内容や質を公平な第三者機関により評価し、比較可能な情報として区民に提供します。	保育サービス課	<p>○区立 保育サービスの質の向上を図るため、5年に一度位の間隔で第三者評価を受審します。 (8園受審予定)</p> <p>○私立 第三者評価の受審を引き続き推進するため、公定価格による加算の他、保育サービス推進事業、保育力強化事業による補助を実施します。新規開設の認可保育所も多いため、令和2年度は認可保育所37園、認証保育所19園の利用を見込んでいます。</p>	<p>○区立保育保育園は8園にて実施しました。第三者の視点から評価を行い、その結果をフィードバックすることにより、保育サービスの向上を図りました。</p> <p>○私立認可保育所33園、認証保育所13園に対して、第三者評価受審に係る加算、補助を実施しました。新型コロナウイルスの影響により、受審を見合わせた園もあり、見込みを下回りました。</p>	B	新型コロナウイルス感染状況を見極めながら、継続して実施します。
◎ 19	【子・重ブ】 学童保育事業(放課後児童健全育成事業)	就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(1年生から6年生)に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。	子育て支援課	就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(1年生から6年生)に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。	<p>【児童館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 2,160名 <p>【小学校施設】(おたっ子ひろば・フレンドリー含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 2,866名 令和2年4月1日現在 利用者数合計 5,026名 	B	就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(1年生から6年生)に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。
◎ 20	【子】 学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用	<p>【延長保育】就労などのために17時以降保護者がいない家庭の学童を対象に18時まで(委託児童館及び放課後ひろばについては19時まで)預かります。</p> <p>【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。</p> <p>【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。</p>	子育て支援課	<p>延長保育や夏休み利用、一時利用など利用形態に応じた制度を広く周知する事により、様々なニーズに応じた安全安心なこどもの居場所づくりの提供に繋がります。</p> <p>【延長保育】就労などのために17時以降保護者がいない家庭の学童を対象に18時まで(委託児童館及び放課後ひろば・おたっ子ひろばについては19時まで)預かります。</p> <p>【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。</p> <p>【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。</p>	<p>【延長保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常利用者数 3,087名(令和2年4月1日現在) ・夏休み利用者数 28名 <p>【夏休み利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 118名 <p>【一時利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ利用者数 16,461名 <p>上記取組みを大田区内の全ての学童保育施設にて実施しました。</p>	B	<p>延長保育や夏休み利用、一時利用など利用形態に応じた制度を広く周知する事により、様々なニーズに応じた安全安心なこどもの居場所づくりの提供に繋がります。</p> <p>【延長保育】就労などのために17時以降保護者がいない家庭の学童を対象に18時まで(委託児童館及び放課後ひろば・おたっ子ひろばについては19時まで)預かります。</p> <p>【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。</p> <p>【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。</p>

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重ブは新おたっ子重点プログラムに掲げる事業

21	学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ	小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。	子育て支援課	すべての学童保育室において、特別な配慮を要する児童の受け入れが行えるよう、審査会の実施や心理専門職員との相談等を通して、小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。	全学童保育室で受入れ体制を整え、支援が必要な児童全員の受け入れをおこないました。 66施設 225名(令和2年4月1日現在)	B	すべての学童保育室において、特別な配慮を要する児童の受け入れが行えるよう、審査会の実施や心理専門職員との相談等を通して、小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。
基本目標3 保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります							
個別目標3-1 保護者と子どもの健康の確保							
◎ 8	【重プ】 産後家事・育児援助事業	心身共に静養が必要な産婦のいる家庭が低額で利用できる家事援助・育児補助を行うヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援センター	心身共に静養が必要な産婦のいる家庭が低額で利用できる家事援助・育児補助を行うヘルパーを派遣します。生後6か月までの乳児がいる家庭を対象に実施します。	産後家事・育児援助事業 「びよびよサポート」 令和2年10月事業開始 対象：生後6か月までの乳児を育児中の世帯 利用時間：18時間(多胎は36時間) 令和3年2月事業拡充 対象：保育サービスを利用していない2歳までの乳幼児を育児中の世帯 利用時間：対象児一人あたり18時間 利用実績 利用者数 138人 利用時間 647時間	A	○産後の家事・育児の負担軽減のためヘルパーを派遣する「びよびよサポート」に加え、産後すぐの不調や育児不安に寄り添える支援員を派遣する(仮称)「にこにこサポート」を開始し、事業をさらに拡充する。
28	子ども医療費助成事業	児童の医療費を助成し、児童の健康の確保及び増進、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課	児童の医療費を助成し、児童の健康の確保及び増進、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 令和2年3月31日現在 乳幼児(6歳まで) 28,807人 義務教育就学児童 45,560人	乳幼児受給者数及び医療費助成額 37,081人/1,033,849,181円 義務教育就学児童数及び医療費助成額 46,044人/1,359,653,561円	B	児童の医療費を助成し、児童の健康の確保及び増進、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
29	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的に、医療費の自己負担の一部を助成します。	子育て支援課	受給者 2,872世帯	受給世帯数：2,981世帯 受給者数：7,238人 医療費助成額152,640,095円	B	ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的に、医療費の自己負担の一部を助成します。

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重プは新おた重点プログラムに掲げる事業

個別目標3-3 食育の推進							
4	保育園における食育指導	園児に対して野菜栽培や米づくりなどの体験を通じ食への関心と食を大切にすることを育みます。また、保護者に対して離乳食講習会や給食と食材の展示、地域の子育て世代に対して食育指導などを行います。	保育サービス課	<p>保育所の特性・特色を生かした環境において、体験活動、紙芝居や食育カルタを活用した食育指導を行います。</p> <p>保護者会で離乳食講習会や朝食の大切さなどの食育指導を行います。</p> <p>地域の子育て世帯には、育児応援券で離乳食や幼児食を提供しながらの栄養相談を行います。地域向けの離乳食講習会を開催します。</p>	<p>○園庭の畑やプランターで栽培した野菜(きゅうり、ピーマン、いんげん等)を収穫し、給食時に提供したり、新型コロナウイルス感染症対策を講じて、園児の前で調理したり、園児と調理したりしました。</p> <p>○保護者に給食サンプル展示や食育活動の様子をお便り等で周知しました。</p> <p>○地域の子育て世帯に園の外壁の掲示板「えいようだより」、「乳幼児向けレシビ」を掲示して情報提供を行いました。</p>	B	<p>区の年齢別食育計画目標である『生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向けその基礎を培う』ための食育活動を行います。野菜栽培や体験活動を通じ、食への関心と食を大切にすることを育みます。</p> <p>また、保護者に対して、離乳食講習会や給食の食材展示を行う等の情報提供を行います。</p> <p>地域の子育て世帯に対して、食育に関する情報提供を行います。</p>
6	児童館における食育指導	乳幼児保護者向けに栄養相談、離乳食講座等を行います。また、小学生対象の食育パネルシアターや野菜栽培等を通じて、食への関心を深め、日本の食文化にふれる体験を行います。	子育て支援課	<p>児童館において、乳幼児の保護者や小学生を対象に食への関心を深め、日本の食文化にふれる体験を行う等、食育に関連した相談・講座等を実施します。</p>	<p>感染症予防のため、対面での講座を中止し、子育て講座の中に食育の内容を含む動画を作成、配信しました。</p> <p>食育動画4本作成 視聴回数1,870回</p>	B	<p>乳幼児保護者向けに栄養相談、離乳食講座等を行います。また、小学生対象の食育パネルシアターや野菜栽培等を通じて、食への関心を深め、日本の食文化にふれる体験を行います。</p>

基本目標4 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます							
個別目標4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供							
◎	9	【子・重プ】 放課後の居場所づくり(放課後ひろば事業)	【学童保育事業】就労等のために居間保護者がいない家庭の児童(1年生から6年生)の健全育成を図ります。 【放課後子ども教室】学校の施設を活用して、児童の放課後の安心・安全な居場所を実現し、児童の放課後の活動と交流を通じたプログラムを実施します。	子育て支援課 教育総務課	令和2年度の放課後ひろばは、放課後子ども教室との一体型の施設を1施設整備します。	放課後ひろば一体型を1施設整備しました。 放課後ひろば一体型 47校	B 放課後ひろば一体型を1施設整備するとともに、放課後ひろば連携型の開設準備を行います。
◎	10	【子】 学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用(再掲)	【延長保育】就労などのために17時以降保護者がいない家庭の学童を対象に18時まで(委託児童館及び放課後ひろばについては19時まで)預かります。 【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。 【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。	子育て支援課	延長保育や夏休み利用、一時利用など利用形態に応じた制度を広く周知する事により、様々なニーズに応じた安全安心な子どもの居場所づくりの提供に繋がります。 【延長保育】就労などのために17時以降保護者がいない家庭の学童を対象に18時まで(委託児童館及び放課後ひろば・おたっ子ひろばについては19時まで)預かります。 【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。 【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。	【延長保育】 ・通常利用者数 3,087名(令和2年4月1日現在) ・夏休み利用者数 28名 【夏休み利用】 ・利用者数 118名 【一時利用】 ・延べ利用者数 16,461名 上記取組みを大田区内の全ての学童保育施設にて実施しました。	B 延長保育や夏休み利用、一時利用など利用形態に応じた制度を広く周知する事により、様々なニーズに応じた安全安心な子どもの居場所づくりの提供に繋がります。 【延長保育】就労などのために17時以降保護者がいない家庭の学童を対象に18時まで(委託児童館及び放課後ひろば・おたっ子ひろばについては19時まで)預かります。 【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。 【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。
	11	学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ(再掲)	小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。	子育て支援課	すべての学童保育室において、特別な配慮を要する児童の受け入れが行えるよう、審査会の実施や心理専門職員との相談等を通して、小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。	全学童保育室で受入れ体制を整え、支援が必要な児童全員の受け入れをおこないました。 66施設 225名(令和2年4月1日現在)	B すべての学童保育室において、特別な配慮を要する児童の受け入れが行えるよう、審査会の実施や心理専門職員との相談等を通して、小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。
	12	児童館の学童保育・一般利用(自由来館)	小学生、中学生が自由に利用できる施設です。館内には図書室、工作室、遊戯室などがあります。	子育て支援課	小学生や中学生が自由に利用できる放課後の居場所の一つとして、児童館(図書室、工作室、遊戯室等)の利用を促進します。	小学生や中学生児童館利用にあたり、3密を避けた利用を促進しました。 53施設 140,830名	B 引き続き、小学生や中学生が自由に利用できる放課後の居場所の一つとして児童館(図書室、工作室、遊戯室等)の利用にあたり、3密を避けた利用を促進します。

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重プは新おたっ子重点プログラムに掲げる事業

◎	14	中高生ひろば	中高生世代の健全育成を目的に交流・活動・相談支援を行う中高生専用施設として、羽田地域力推進センターに「中高生ひろば羽田」を設置しています。今後は令和3年度開設予定の(仮称)新蒲田一丁目複合施設内に設置するほか、大森地区等での設置を検討し、充実を図ります。	子育て支援課	中高生ひろば羽田の運営を通して、交流・活動・相談支援を実施します。同時に、(仮称)新蒲田一丁目複合施設及び(仮称)大森西二丁目複合施設内での設置が充実したものになるよう引き続き検討します。	中高生ひろば羽田においては、3密を避けて運営しました。 延べ3,041名(内訳:中学生1,454名、高校生1,528名、一般13名、ボランティア59名) 新蒲田一丁目複合施設及び(仮称)大森西二丁目複合施設については、施設整備課や地域力推進課等各所管課との調整を実施しました。	B	中高生ひろば羽田の運営を通して、交流・活動・相談支援を3密を避けた状態で実施します。また、新蒲田一丁目複合施設の開設に向け、事業者の選定や準備委託を行うほか、(仮称)大森西二丁目複合施設内での設置について、引き続き検討します。	
	15	保育園・児童館の児童と高齢者との交流	保育園、児童館の児童が高齢者と交流します。	子育て支援課 保育サービス課	特別養護老人ホームや老人いこいの家などを訪問し、交流を図ります。行事に高齢者を招待し、交流を図ります。	【子育て支援課】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、交流事業を中止しました。 【保育サービス課】 新型コロナウイルス感染症対策のため実施を中止しました。	C	新型コロナウイルス感染状況を考慮したうえで、実施に向けて検討します。	
	16	保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進	中高生のボランティアを受け入れ、園児や児童との生活や遊びを通してふれあいの機会を持ちます。	子育て支援課 保育サービス課	学校や家庭で交流できない中高生と関わりを持てるような環境を提供していきます。	【子育て支援課】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、交流事業を中止したことから、ふれあいの機会が減少しました。中高生ボランティア人数 18人 【保育サービス課】 新型コロナウイルス感染症対策のため実施を中止しました。	C	新型コロナウイルス感染状況を考慮したうえで、学校や家庭で交流できない中高生と関わりを持てるような環境を提供していきます。	
基本目標5 子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します									
個別目標5-1 子どもを守り健やかな育ちを促す施策の推進									
	1	防災対応マニュアル・防災の手引き等	災害に備えて、児童館、保育所等の各施設で防災の手引きの作成をしています。	子育て支援課 保育サービス課	【保育サービス課】 令和元年度に保育園防災の手引きを改訂し、保育園職員の役割を明確にします。 子ども達の安全を守るために職員の災害対応力の向上を目指し、各保育園の状況に合わせた業務継続計画(BCP)を作成、管理していきます。 3日間の備蓄食材を使用して実際に災害時の献立を、災害時の状況を仮定して調理する予定です。 【子育て支援課】 各児童館において、「児童館子育て支援施設の安全対策」マニュアルを周知徹底し、定期的に防災訓練の実施する。	【子育て支援課】 (児童館、放課後ひろば防災訓練) 月に1度、防災対応マニュアル、手引き、計画に基づき、地震、津波、風水害、火災を想定した避難訓練を実施した。 【保育サービス課】 ○防災の手引きをもとに、様々な場面を想定した避難訓練を実施し、こどもの安全を守るために保育園職員の災害対応力の強化をしました。 ○3日間の備蓄食材を使用して、防災の手引きに記載している食事を給食で提供しました。 さらに、災害時を想定してカセットコンロのみで調理を行い、必要なカセットコンロや鍋の個数等を見直す等災害時の給食提供に必要な物品を点検、配備しました。	B	【子育て支援課】 各児童館において、「児童館子育て支援施設の安全対策」マニュアルを周知徹底し、定期的に防災訓練を実施する。 【保育サービス課】 ○防災の手引きの中にある業務継続計画「BCP」の作成を保育園で実施し、保育園の園児と職員の安全を守るための災害時の対応力の向上をのばし、発災後の保育園運営の継続が図れるようにしていきます。	

◎は重点的に取り組む事業
 ・子は子ども・子育て支援事業計画事業
 ・重プは新おた重点プログラムに掲げる事業

2	災害物品の備蓄	大規模災害に備え、区内すべての児童館、保育施設等に3日分の水・食料を備蓄し、子どもたちの安全・安心を図ります。	子育て支援課 保育サービス課	<p>【保育サービス課】 ○3日分の備蓄食糧及び保存水を購入するために要する経費を補助金として令和2年度開設施設を含む52施設に対して支給します。 ○3日分の備蓄食料の中で、消費期限が早い食材を通常の献立の中に使用し、備蓄食材の無駄を少なくして、ローリングストックしていきます。 ○子ども達が、日頃食べられない食材を使用したメニューは、通常の献立に入れ、食べる経験ができるようにし、災害時食べることができるように計画していきます。</p> <p>【子育て支援課】 大規模災害に備え、区内すべての児童館等に3日分の水・食料を備蓄できるよう整備していきます。</p>	<p>【子育て支援課】 大規模災害に備え、区内すべての児童館等に3日分の水・食料を備蓄できるよう整備した。</p> <p>【保育サービス課】 ○3日分の備蓄食料及び保存水を購入するために要する経費を、私立認可保育所52施設に対して支給しました。 ○備蓄食料は賞味期限を確認しながら、ローリングストックとして給食食材を使用し備蓄するようにしました。 ○災害時のための「備蓄品を使用した献立」から数品を統一献立に取り入れ、災害時を想定して調理し、提供した。職員は調理にかかる時間や段取り、子どもが食べやすいようにする工夫が必要なこと気づくことができました。子ども達は食べる経験を重ねることができました。</p>	B	<p>【子育て支援課】 大規模災害に備え、区内すべての児童館等に3日分の水・食料を備蓄できるよう整備します。</p> <p>【保育サービス課】 ○災害時に備えての備蓄食材のローリングストックは継続していき、備蓄食材の無駄が出ないように管理していきます。 ○災害時のための「備蓄品を使用した献立」から献立を子ども達に提供することを継続していき、食べる経験を増やし、災害時に無理なく食べられるように工夫していきます。 また、給食を作る職員も、災害時を想定した調理を実施し、災害時に安全に安心して給食の提供ができるように計画していきます。</p>
4	保育園における福祉避難所の整備	災害発生後、被災した乳児とその保護者の一時的な生活の場を確保するための福祉避難所を保育園において整備します。	保育サービス課	<p>元年度、福祉避難所32園への備蓄が整備されたが、実地訓練から不足の備品の追加整備を行います。 福祉避難所開設マニュアルを基に、各保育園の設備状況に合わせた「各保育園開設マニュアル」を作成します。 各福祉避難所配置職員を決めます。福祉避難所配置職員に勤務する保育園の「開設マニュアル」を配布し災害時に対応します。</p>	<p>○令和2年度で福祉避難所、応急保育所の不足備蓄を追加配備しました。福祉避難所の実地訓練を通して、公立保育園直営の各園のマニュアルを作成しました。 ○公立保育園直営に勤務する職員の参集調査を実施し、配置に関しての情報をまとめました。</p>	B	<p>○福祉避難所に配備された備蓄の管理を、各園が共通でできるような体制づくりをしています。備蓄されている物品が災害時、保護者や職員が使用できるか確認し、使用方法など対策を考えていきます。 ○参集職員の調査結果をもとに、参集場所を各職員に周知していきます。参集保育園の各園マニュアルの配布をし、参集保育園での訓練へとつなげていきます。</p>

◎は重点的に取り組む事業
・子は子ども・子育て支援事業計画事業
・重ブは新おた重点プログラムに掲げる事業

大田区子ども・子育て支援計画2020-2024における成果指標進捗一覧

指標	計画策定時の現状値	令和2年度実績値(直近の値)	目標値令和6年度	備考
基本目標1 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います				
個別目標1-1 子育て家庭に対する相談体制の充実				
子育て相談件数	67,155件 (平成30年度)	100,078件 (令和2年度)	80,000件 (令和6年度)	
内訳1 保育サービスアドバイザーによる相談	8,776件 (平成30年度)	7,924件 (令和2年度)	/	子育て支援課(25,785件) 子ども家庭支援センター(7,549件) 保育サービス課(61件) ※子育てひろば事業を実施する児童館拡大(42館増)に伴い相談件数増加
内訳2 子育てひろばにおける子育て相談	8,805件 (平成30年度)	33,395件 (令和2年度)		
内訳3 児童館の子育て相談	46,387件 (平成30年度)	55,007件 (令和2年度)		
内訳4 子ども家庭支援センターにおける相談	3,187件 (平成30年度)	3,752件 (令和2年度)		
個別目標1-2 子育ての情報提供の充実				
大田区きずなメールの配信新規登録者数(単年度) ※()内の数字は、登録者数 ※R3から「大田区子育て応援メール」に名称変更	1,941人 (平成30年度)	1,714人(6,094人) (令和2年度)	2,000人(12,000人) 3,400人 (令和6年度)	指標及び目標値は、「おおた健康プラン(第三次)」に整合 ※()内の数字は、登録者数
個別目標1-3 子育て家庭の地域との交流の促進				
子育てひろば利用者数	258,235人 (平成30年度)	292,424人 (令和2年度)	272,000人 (令和6年度)	子育て支援課(262,872人) 子ども家庭支援センター(22,951人) 保育サービス課(6,601人 区立3,873人 私立2,728人)
個別目標1-4 子どもの心への寄り添いと保護者の養育への支援				
養育支援訪問事業の訪問数	28人 (平成30年度)	20人 (令和2年度)	40人 (令和6年度)	
個別目標1-5 子育て世帯への多様な生活支援				
一時預かり保育の延べ利用児童数	8,931人 (平成30年度)	8,339人 (令和2年度)	11,610人 (令和6年度)	子育て支援課(999人) 子ども家庭支援センター(7,185人) 保育サービス課(155人)
個別目標1-6 子育て支援のネットワークづくり				
子育て力向上支援事業の参加者数	125人 (平成30年度)	0人 (令和2年度)	180人 (令和6年度)	新型コロナウイルス感染防止のため事業中止
基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します				
個別目標2-1 保育サービスの充実				
保育サービス定員数	16,796人 (令和元年度)	17,493人 (令和2年度)	18,846人 (令和6年度)	
学童保育受け入れ人数	5,415人 (令和元年度)	5,715人 (令和2年度)	5,957人 (令和6年度)	
個別目標2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり				
男性のための家事や子育て講座の参加者で、満足度「70%以上」とした者の割合	平成8割以上 (平成30年度)	9割 (令和2年度)	増加 (令和6年度)	
基本目標3 保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります				
個別目標3-1 保護者と子どもの健康の確保				
すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率	92.4% (平成30年度)	97.7% (令和2年度)	100% (令和6年度)	
個別目標3-2 学童期・思春期の保健対策の充実				
20歳未満の自殺死亡率(人口10万対)	2.8 (平成27年度)	3.7 (令和2年度)	2.2以下 (令和6年度)	現状値、目標値は「大田健康プラン(第三次)」に整合
個別目標3-3 食育の推進				
食を大切に思う中学生の割合	90.0% (平成29年度)	— (令和2年度)	増加 (令和6年度)	令和6年度調査予定のため、実績値なし。 現状値、目標値は「大田健康プラン(第三次)」に整合
個別目標3-4 産科・小児医療の充実				
かかりつけ医がいる区民の割合	62.5% (平成29年度)	— (令和2年度)	65.0% (令和6年度)	令和6年度調査予定のため、実績値なし。 現状値、目標値は「大田健康プラン(第三次)」に整合

基本目標4 豊かな人間性をはぐみ、未来を創る力を育てます				
個別目標4-1 幼児期・学齢期の教育の充実				
「自分にはよいところがある」と答えた児童の割合 (小学校第6年生)	82.2% (平成30年度)	75.0% (令和2年度)	84.0% (令和6年度)	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国の調査が実施されなかったため、区独自で調査を実施。例年と調査時期が異なる。
個別目標4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供				
児童館、放課後ひろばの年間延利用人数	2,231,722人 4,506,812人 (平成30年度)	1,481,510人 (令和2年度)	2,240,000人 4,507,354人 (令和6年度)	数値の算定方法に誤りがあったため、現状値及び目標値を修正 子育て支援課(1,185,826人) ※新型コロナウイルス感染防止のため一部利用自粛 教育総務課(295,684人)
基本目標5 子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します				
個別目標5-1 子どもを守り健やかな育ちを促す施策の推進				
区民安全・安心メール登録者数	71,261人 (平成30年度)	91,910人 (令和2年度)	100,000人 (令和6年度)	

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業について

大田区教育総務課

1 概要

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、令和3年度から基準に適合した集団活動を利用する幼児に係る利用料（保育料）の支援給付を行う。

2 目的

保育料を支援することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。

3 対象経費、支給額等

(1) 対象経費

保護者が施設等に支払う利用料（保育料相当）

(2) 支給額

対象幼児1人当たり月額上限20,000円。ただし、利用する施設等の過去3か年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用額。

(3) 支給先

対象幼児の保護者

4 対象施設

対象施設は、①職員の3分の1以上が幼稚園教諭、保育士等の有資格者、②標準的な開所時間が、概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上、③児童と職員の比率が3歳児20:1、4歳児以上30:1、④非常災害に対する計画策定、訓練の実施等の基準を満たす施設であって、次に掲げる施設ではないもの。

ア 企業主導型保育事業

イ 認可保育所、認定こども園、幼稚園

ウ 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業

エ 特定子ども・子育て支援施設

オ 認可外保育施設

5 制度の位置づけ

子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つである多様な事業者の参入促進・能力活用事業にメニューが追加された。